

熊本地震復興基金事業による支援事業と休日相談会

宅地復旧支援事業

先月号でもお伝えしたとおり、町内の宅地復旧支援事業は令和4年3月31日までを予定していますが、令和2年3月31日までに**事前届け出**をしていないと、**補助を受けることができません**。既に支援事業の申請をしている人は、事前届け出は不要です。詳しくはお問い合わせください。

対象となる工事

- ・のり面の復旧工事
- ・擁壁(土留め)の撤去復旧および修復工事
- ・地盤の復旧工事(陥没への対応)
- ・住宅基礎の傾斜修復工事
- ・液状化再度災害防止のための地盤改良工事

地震後に購入した土地、地震発生時に人の住める家屋がなかった場合などは対象外です。

補助額(上限 633万3千円)

対象工事費から50万円を控除した額の3分の2

休日相談会について

宅地・私道・共同墓地復旧支援事業、地盤改良工事補助について休日相談会を開催します。

相談には、被災状況のわかる写真や、地盤調査結果報告書をお持ちください。

日時 **2月16日(日)、3月15日(日)**
午前9時～正午

場所 役場仮設庁舎南館1階
復旧事業課 宅地復旧係

圃復旧事業課 宅地復旧係

☎ 286 - 3224

児童扶養手当制度について

この制度は、父や母と生計を別にする児童が育成される家庭の生活の安定や自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

支給対象者

次に該当する児童(18歳に達する年度末まで。心身に障がいのある児童は20歳に達するまで)を監護している父母や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ・父母が婚姻関係を解消した児童
- ・父や母が死亡した児童
- ・父や母に一定以上の障がいがある児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父や母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・そのほか、遺棄や拘禁などにより父や母に育てられていない児童 など

※父や母が事実上の婚姻関係にあたり、対象児童が児童福祉施設に入所、里親に委託されている場合は対象になりません。

※父母、養育者、または児童が公的年金を受けられる場合は、対象にならないことがあります。

手当の月額(令和元年度)

区分	全部支給	一部支給
対象児童が 1人	42,910円	10,120円) 42,900円
対象児童が 2人 (加算額)	10,140円	5,070円) 10,130円
対象児童が 3人以上 (3人目以降 の1人当たり の加算額)	6,080円	3,040円) 6,070円

受給者や同居家族などの所得制限があります。

圃こども未来課 子育て支援係 ☎ 286-3117